



子どもたちの成長に欠かせない学校給食

給することが大事であり、大きな意味で地産地消になる。学校給食センター及び仕入れの考え方を伺いたい。

教育部長 学校給食センターで使用する給食用物資の調達には、学校給食会が行い、安定的な必要量の確保、安全で安心な食材の選定、安価で安定的な購入を基本方針としている。調達にあたっては、市内産、県内産、四国内産、国内産の順で優先的に購入し、遺伝子組み換え食材や加工品は使用しないことを原則にしている。

地元産業育成や地産地消からも、市内、県内の業者を中心に調達している。過去には市内業者から固定的に購入していたが、価格が他市町と比べ次第に高くなり、給食費に影響したので、

全食材で競争方式を導入した経緯がある。さらにデザート類やジャムなど児童・生徒個々に一品つける専用食材の使用が多く、これを専門的に取り扱う業者は市内にない。これが市外

業者の物資購入額が多くなる一因となっている。

今後の取り組みは、本市の特定農産物を中心として、生産者、JA、中部流通センターなどに物資購入情報を積極的に提供し、調達増に努めたい。また、地元業者の育成も食育などの面から大変重要な課題であり、今後とも取り組んでいきたい。

消防署における 合併後の対応は

小松議員 ①消防車、救急車でのカーナビの搭載状況は。

②合併後の多数の職員異動によって道がわからない状態があったのか。

③カーナビがなかったら現場地図だけで行けるのか。また、職員は新市すべての道や家を把握しているのか。

④消防長は新市の道をすべて覚えているのか。

⑤道がわからない職員ばかりで班を組んだことがあるのか。

消防長 ①カーナビの搭載状況は、ポンプ車四台、救急車二台、予防調査車一台の計七台である。今後も緊急車両の更新時には、カーナビ搭載を継続していきたい。

②異動した職員は、熟練した隊員との車両編成を実施している。なお、各署長や隊長などの考えも十分に聞いていきたい。

③現状、すべての車両にカーナビは搭載されていないが、出動命令書及び車両に搭乗する隊員の車隊割に留意し、効果的な業務に努めたい。

④現在すべての把握は困難であるが、積極的に情報収集を行い、業務に支障を来さないよう努めたい。

⑤道などがわからない隊編成は、南署での火災出動時に、ポンプ車、タンク車、ホース延長車の

また、緊急出動は指令書が自動的に発行され、災害種別・地点、出動目標、詳細な地図などや、独居老人、避難困難者、消火栓や防火水槽などが表示され、迅速かつ適切な業務が行えるようになっていく。

③現状、すべての車両にカーナビは搭載されていないが、出動命令書及び車両に搭乗する隊員の車隊割に留意し、効果的な業務に努めたい。

④現在すべての把握は困難であるが、積極的に情報収集を行い、業務に支障を来さないよう努めたい。

⑤道などがわからない隊編成は、南署での火災出動時に、ポンプ車、タンク車、ホース延長車の



市民の安全を守るため日々訓練しています

三台が出動したが、最後尾につくホース延長車に転任直後の職員ばかりで組んだことがあるが、指揮は隊長がとるので混乱はないと聞いている。

支援センターの 現状について

倉本議員 地域包括支援センターは、介護予防事業のマネジメント、高齢者や家族に対する総合的な相談支援、被保険者に対する虐待防止や早期発見等の権利擁護、支援困難ケースの対応などの支援の四項目が必須事業であるが、具体的に進められているのか。また、この包括支援センターは飯山市民総合センターに設置し、事業が集中しているが、相談業務が具体的に進められているのか。

次に、高齢者への虐待に対する相談業務などを中学校単位で行うと聞いているが、どの程度事務事業が整っているのか。

健康福祉部長 地域包括支援センターは、高齢者ができるだけ在宅で自立した日常生活を維持できるように、介護予防を重視した支援に取り組んでいる。現在



介護予防で、いつまでも元気に楽しく

の業務は、四月中の要支援認定者のケアプランを作成し、センターと委託した事業所に対応している。センターでの実施分は職員側の技術面の向上を図るために二人体制で対応している。同時にサービス未利用者の把握に努め、必要な情報提供を行っている。事業者委託分は、連絡会などを開催して居宅介護支援事業者との連携に努め、介護予防サービスが適正に行われるようにケアプランの確認等を事前に行っている。

今後、センターでの対応が増加すると考えている。ケアマネージャー増員やその他の事業の取り組みも改めて検討している。次に、センターの中学校校区単位の設置準備には、関係各課との連携が重要であるため、早

線引き廃止後の 宅地開発の現状は

急に事務所をひまわりセンター内に移し設置を拡大していく計画である。時期や場所はまだ決定していないが、相談業務等各種業務が円滑に遂行できるように努めたい。

三宅議員 丸亀市総合計画策定に関するアンケートから読み取れる中に、多数の市民が魅力あるまちづくりを希望している。

自然との共生、景観の保持から一歩進んだ美観の構築にまで意識は進んでいる。美しいまち並みは住民だけでなく、これから生活の拠点をどこに置かかを考



線引き廃止で新しい土地利用のルールづくりを

えている人々にも重要な選択要件となる。そこで、市街化調整区域の廃止による宅地開発の現状について、効率のよいまちづくりとの関係、景観保持においてどう評価されるべき現状であるか伺いたい。

市長 本市は平成十六年度の線引き廃止により、国道十一号沿線、旧市街化調整区域を中心に宅地開発が急増している。こうした開発は市民の活力を生み出している反面、良好な住環境や景観の保持あるいは自然環境の保全から無秩序な開発は好ましくない。土地利用の規制という面では、一定の水準を確保しながら開発を指導していくが、その動向を見守りながら新しい土

出資法及び貸金業規制法の 改正を求める意見書

個人の破産申立件数は、年間約二十万件の高水準で推移しているが、これは、リストラや倒産による失業や収入減等のため消費者金融等で多額の債務を負い返済不能に陥った多重債務者や中小零細事業者が破産者の中心であり、自殺、犯罪等の深刻な社会問題を引き起こしている。

現在、公定歩合が年〇・一％、銀行の貸出金利が年二％程度という超低金利状況であるにもかかわらず、出資法（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律）では、上限金利を二九・二％としていることから、利息制限法の制限金利一五・二〇％を上回り、いわゆる二九・二％までのグレーゾーンでほとんどの貸金業者が貸付けを行っており、これが、今日の破産者や多重債務者を生み出す最も大きな要因として社会問題化している。また、貸金業規制法（貸金業の規制等に関する法律）のみなし弁済規定は、一定の要件を満たした場合には、利息制限法の制限金利を超える利息の支払いについても債務の弁済とみなすとなっているが、一定の要件を満たさない貸金業者の高金利での貸付けの実態がある。

さらに、出資法の特例規定により、年五四・七五％という高金利を適用することが許されている日賦貸金業者については、悪質な貸付け、取立ての温床となり被害が発生している。また、同様の特例が認められている電話担保金融についても、実質的には電話加入権の財産的価値が失われており、特例の必要性はなくなっていると判断する。

よって、政府並びに国会におかれては、早急に出資法における上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げるとともに、貸金業規制法のみなし弁済規定及び出資法における日賦貸金業者や電話担保金融に対する特例を廃止されるよう強く要望する。以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

地利用のルールづくりの検討が必要と考えている。市民アンケートにも自然環境の豊かさや独自にはぐくんできた歴史や文化を本市の魅力として強く捉えている。また、魅力あるまちづくりのために、市民との協働を促進しながらまちへの愛着をはぐくみ、様々な市民活動が展開されることにより、地域の課題の解決と快適な環境づくりが実現できるものである。そして、本市が将来にわたり中西讃地域の中核都市として求心力を持続するよう、本市の個性と魅力を伸ばしていきたい。

保育所の 民営化について

横田議員 五月二十二日に横浜地裁で横浜市の保育所民営化について、早急な民営化は裁量権の行使に逸脱、乱用があったと、横浜市に損害賠償の支払いを命じ、違法性を認定した。横浜市は民営化の方針決定から一年という短期間で実施したため、保護者との協議が不十分であったことが違法であると判断された。この判決は決して公立保育所の



子どもたちの健やかな成長を見守ります

民営化を否定するものでなく、民営化を進めるための整備条件と準備期間を確保しなさいという民営化を進める多くの自治体への教訓になった。本市も集中改革プランに示しているとおり、今後公立保育所の民間譲渡を行わなければならない。そこで具体的な年次計画を立てて市民、保護者に公表し協議などの準備期間を確保しなければならないが、民間譲渡のスケジュールと決意を伺いたい。

市長 保育所の民営化は、行財政改革を推進していく中で、保護者の多様なニーズにこたえるとともに、職員の適正化を図るためにも早急に進めなければならないと集中改革プランに示し

ている。このプランには平成十八年度に民営化方針を決定するところがあるが、遅れ気味になっていく。児童や保護者の利益を尊重すべきである横浜地裁の判決趣旨を重く受け止めており、今後のスケジュールは庁内組織の子

育て支援推進会議で庁内方針を決定した後、保護者会の意見も聞いた上で具体的な民営化計画を策定していきたい。なお、民営化実施に際しては、あくまでも保育環境の変化に伴う影響を最小限に抑えるため、引き継ぎ保育を実施するなど、子どもの育ちに配慮し、特に該当する保護者の理解を求めた上で進進していきたい。

大規模小売店の 規制と考え方

横川議員 大規模小売店舗出店の規制は、平成十二年六月から

まちづくり三法（中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法、改正都市計画法）による規制へと移行し、大規模店と周辺生活環境の調和、そして住民自らの手によるまちづくりを目指すことになった。また、国会の見直しは、市街地の郊外への拡散を抑制し、まちの機能を中心市街地に集中させるコンパクトシティの考え方に基づいた内容である。都市計画法の改正による大型店の立地調整の強化と中心市街地活性化法の改正による意欲的な中心市街地への多様な支援策の集中を両輪として推進するのが特徴である。そこで、これまでの行き過ぎた大型店の郊外出店は中心市街地の崩壊につ

平成十八年六月一日

丸亀市議会

（提出先） 内閣総理大臣 総務大臣

法務大臣 金融担当大臣

衆議院議長 参議院議長



魅力ある都市“丸亀”としてのまちづくりを

ながら可能性があることから、大規模小売店舗に対する規制、考え方を示していただきたい。

産業部長 旧丸亀市では平成十六年五月、都市計画の見直しの際、旧市街地調整区域と陸地部の旧都市計画区域外の地域において、床面積三千平方メートルを超える物販店は、国道、県道、二車線の片側歩道以上の市道沿いのみ立地可能とする特定用

途制限地域のエリア指定をしている。しかし、飯山町、綾歌町の用途無指定地域は特定用途制限地域の指定がない。そこで、現在策定中の都市計画マスタープランの中で土地利用コントロール方策について検討を進めている。したがって、特定用途制限地域内での三千平方メートル以上の物販店の誘導施策と一万平方メートルを超える大型集客施設の立地規制を組み合わせることに、大規模小売店舗等の規制誘導を行い、将来にわたり都市の活力を保持するまわづくりを目指して、いく考えである。

市長の 発言について

高田議員 去る四月三日の庁議とその終了後の職場訓示で市長は「予算案に賛成、反対した議員を見きわめ、反対した議員の言うことはあまり相手にするな」と職員が誤解するような発言をしている。その後、このような発言を市長はしていないと言いますが、間違われるような発言をして発言の真意を説明、修正を余儀なくされた。このことに対し



集中改革プランに取り組んでいます

て責任をどう感じているのか。そして、そのような発言をしていない、その考えもないと言っているのであれば、私どもの申し入ることを約束しているの、この場でその旨を述べることを求めたい。

市長 今年度第一回の庁議においての発言は、予算案について賛成、反対した議員がいることは承知のことと思うが、今後の予算執行においてはそのことを十分配慮してほしいという内容のものである。この発言が部内各課に伝わる際に、予算案に反対した議員の言うことはあまり相手にするなという意味で理解されたと聞いた。そして、第二回目の庁議において「議員各位

に対しても市民と同様に、公平公正でかつ的確な対応を心がけてほしい。予算審議に出席した部課長は、予算案に反対した議員の考え方がわかっているの、それらの議員にはその事業内容を理解していた

だいた上で協力していただけるようき然とした態度で働きかけてほしい」との文書を配布して真意を伝えたものである。基本的に市民の意見に耳を傾けながら市民の目線に立った行政運営を進めるべきで、市長や理事者サイドの考え方で進めるものではない。

財源確保で 市民活動活性化を

内田議員 神奈川県茅ヶ崎市は補助金のマッチングギフトの制度がある。これは市民や事業者から寄付金が集まれば、市が同額の金額を出し、併せて基金と

違法伐採問題への 対応強化を求める意見書

森林は、木材資源の供給、国土保全、水源のかん養をはじめ、生物多様性の維持、地球環境の保全など多面的機能を有している。国内のみならず世界中の森林が、その機能を最大限かつ持続的に発揮できるよう努めるとともに、昨年二月、京都議定書が発効し、我が国が温室効果ガス六割削減の約束を確実に達成するためには、森林経営による獲得吸収量の上限值三・九割の確保が不可欠である。

しかし、違法伐採などにより、開発途上地域の熱帯林を中心に世界の森林の減少が続いており、木材輸出国の自然環境のみならず、地球環境への影響が懸念される。

このため、違法伐採問題については、国際社会が協力して、森林の保全などを進め、世界全体で持続可能な森林経営を推進していくことが必要である。

昨年七月、英国のグレンイーグルスで開催されたG8首脳会議において「違法伐採への取り組みは森林の持続的経営の第一歩である」旨が合意されたところであり、世界有数の木材輸入国である我が国も、違法伐採問題に対する取り組みを強化することが求められている。

木材消費量の九五割を輸入材に頼る本県においても、今後、若齢人工林が成長し、利用可能な間伐材の供給が増加することが予測されており、健全な森林の整備を推進するためには、間伐材など木材の積極的な利用拡大が必要不可欠である。

よって、政府並びに国会においては、「違法伐採された木材は使用しない」という基本的な考え方に基づき、政府調達の実施や、違法伐採木材の輸出入規制に関する木材生産国と消費国双方の取組・協力など、違法伐採問題への対応をさらに強化されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。